



**TODASHI
GIKAI
2025**

目 次

1	戸田市の概況	
1	位置と地勢	1
2	沿革	1
3	市の概要	1
2	戸田市議会の概要	
1	議員数	2
2	会派別の内訳	2
3	年代別議員数	2
4	議会運営	
(1)	会議順序	3
(2)	議会運営委員会	3
(3)	議案審議	3
(4)	総括質問	4
(5)	一般質問	4
(6)	請願・陳情の取り扱い	4
(7)	傍聴	4
5	常任委員会	5
6	常任委員会における直近3年の年間活動テーマ	5
7	特別委員会	5
8	議会改革の主な取組	6
9	傍聴者等の状況（本会議・委員会）	7
10	議員・委員会提出議案の状況	8
11	請願・陳情受理件数	8
12	行政視察（予算・受入状況）	9
13	報酬等	10
14	政務活動費	10
15	議会事務局機構図	10
3	戸田市議会 議員信条	11
4	市議会公式ホームページ・SNS	11
5	議会改革度調査総合ランキング	11

1 戸田市の概況

1 . 位置と地勢

戸田市は、埼玉県南部に位置し、荒川を境に東京都に隣接しており、都心から 20km 圏が市の北部に当たる。東は川口市、西は荒川を隔てて和光市及び朝霞市、南は東京都板橋区、北はさいたま市及び蕨市に接している。



地形は、標高 2 m から 5 m ぐらいの低地で、概ね平地であるが、わずかに北部から南部に、更に荒川沿いに西部から東部に向かって低くなっている。また、その地層は荒川等により形成された沖積層で、一帯は赤質土及び黒質土であるため、概して軟弱である。

東	経	139 度 41 分
北	緯	35 度 49 分
東	西	7.2 km
南	北	3.9 km
市街地面積		13.37 km ²

2 . 沿革

戸田の地名は、海岸地名で「みなとの田」とする説と、作物が多くとれる「富田」とする説があるが、現在のところ定説はないようである。

現在の戸田市は、旧戸田領及び旧笹目領の区域に属し、鎌倉時代の戸田氏の本郷でもあった。明治 22 年には町村制が施行され、上戸田村・下戸田村・新曽村の 3 か村が戸田村に、下笹目村・惣右衛門村の 2 か村が笹目村になり、美女木村・内谷村・曲本村・松本村の区域をもって美谷本村とされた。昭和 16 年、戸田村は町制を施行し戸田町となり、笹目村と美谷本村は昭和 18 年に合併して美笹村となった。その後、昭和 32 年には、美笹村が戸田町と合併し、人口増加とともに町の発展が目覚ましく、昭和 41 年 10 月 1 日に市制施行され、全国 561 番目、

埼玉県下 24 番目の戸田市が誕生した。

昭和 60 年 9 月には、JR 埼京線が市の中央を縦断する形で開通し、市内に 3 駅が開設された。道路交通では、国道 17 号線が市中央部の東側を、国道 17 号新大宮バイパス・首都高速道路が西部を南北に、東京外郭環状道路が西北部を東西に横断し、首都圏における交通の要衝となっている。

平成 8 年 9 月には人口が待望の 10 万都市となり、令和元年 6 月には 14 万人を突破した。令和 7 年 1 月 1 日時点の平均年齢は、42 歳と 29 年連続県内で一番若いまちである。

また、東洋経済新報社が発表した「住みよさランキング 2024」、では県内 3 位にランキングされた。

3 . 市の概要 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

(1) 市制施行年月日	昭和 41 年 10 月 1 日	
(2) 面積	18.19 km ²	
(3) 人口	142,182 人 (前年同月比 + 194 人)	
(4) 世帯数	70,337 世帯 (前年同月比 + 923 世帯)	
(5) 人口密度	7,802 人 / km ²	
(6) 令和 7 年度予算	一般会計	647 億 3,000 万円
	特別会計	267 億 755 万円
	企業会計	101 億 3,691 万円
	予算総額	1,016 億 3,691 万円



詳細はこちら

企業会計...市における水道及び下水道事業会計

2 戸田市議会の概要

(令和7年4月1日現在)

1 . 議員数 (任期：令和7年2月6日～令和11年2月5日)

条例定数	25人
------	-----

【定数の推移】

- ・昭和42年12月27日 議員定数減少条例制定し30人
- ・昭和63年12月22日 議員定数減少条例改正し28人
- ・平成14年12月18日 議員定数条例制定し28人
- ・平成16年10月15日 議員定数条例改正し27人
- ・平成20年6月20日 議員定数条例改正し26人
- ・令和6年9月25日 議員定数条例改正し25人

【選挙の状況】

- ・平成9年1月26日 立候補32人中当選28人、投票率48.76%
- ・平成13年1月28日 立候補34人中当選28人、投票率49.05%
- ・平成17年1月30日 立候補33人中当選27人、投票率47.17%
- ・平成21年1月25日 立候補31人中当選26人、投票率47.09%
- ・平成25年1月27日 立候補36人中当選26人、投票率44.61%
- ・平成29年1月29日 立候補31人中当選26人、投票率39.59%
- ・令和3年1月31日 立候補36人中当選26人、投票率38.88%
- ・令和7年1月26日 立候補33人中当選25人、投票率40.59%

2 . 会派別の内訳

会派名	人数
戸田の会	8人
政策TODA	5人
公明党	4人
日本共産党戸田市議団	3人
平政会	2人
りっけん戸田	1人
保守の会	1人
新時代	1人
計	25人

3 . 年代別議員数

年代	30未満	30代	40代	50代	60代	70以上	最年少	最年長	平均年齢
人数	0	4	7	9	5	0	31歳	65歳	49.7歳

4 . 議会運営

(1) 会議順序

- 本会議** (議案説明: 1日～2日間) 休会 (議案調査: 1日～3日間*)
- 本会議** (総括質問*、議案質疑、請願、陳情の上程、委員会付託: 1日～2日間)
- 常任委員会** (1日～4日間*) **特別委員会** (1日)
- 本会議** (一般質問: 4日間)
- 本会議** (委員長報告、討論・採決、閉会中事件の委員会付託)

3月定例会は3日間、9月は2日間、6月・12月は1日。

総括質問は3月定例会のみ。

3月・9月定例会は4日間、6月・12月は1日。

(2) 議会運営委員会 (平成3年6月13日条例化)

定数、構成及び選出方法

1. 委員定数 9人
2. 構成人員2人以上の会派から次のとおり選出。
 - ・戸田の会 3人 (委員長) ・政策TODA 2人
 - ・公明党 2人 (副委員長) ・共産党 1人
 - ・平政会 1人
- 任 期 1年

③ 所管事項 (地方自治法第109条)

1. 議会の運営に関する事項の調査
2. 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項の調査
3. 議長の諮問に関する事項の調査
4. 議案、請願等の審査

④ 副議長及び小会派の取り扱い

副議長については、会議規則第117条の委員外議員として出席を認め、委員長の許可を得て発言することができる。一人会派は、オブザーバーとして出席できる。

(3) 議案審議

議案質疑の方法

1. 発言通告 概ね質疑日2日前 (3月は4日前) の午前9時30分まで
2. 回数制限 3回まで (時間制限はなし)
3. 質疑の方法
 - 一般会計予算・決算 ... 歳入は全般について一括質疑、
歳出は款ごとに質疑
 - その他の議案 ... 議案ごと

予算審査の方法

1. 一般会計当初予算・一般会計補正予算
 - 歳 入 ... 総務常任委員会に一括付託
 - 歳 出 ... 各常任委員会に分割付託
 - 本則第2条以下 ... 総務常任委員会
 - 一般会計当初予算では、継続費、債務負担行為は各常任委員会に付託
 - 補正予算では、継続費、債務負担行為、繰越明許費、事故繰越は各常任委員会に付託
2. 特別会計・企業会計予算 ... 各常任委員会に付託

③ 決算審査の方法 予算審査の方法と同じ

(4) 総括質問

発言通告 ... 概ね総括質問日3日前の午前9時30分まで

発言順序 ... 通告順による

③ 発言回数 ... 3回(申し合わせ 平成13年~平成22年は1回)

④ 答弁者 ... 原則として市長

(5) 一般質問

発言通告 ... 招集告示日から休日を除く招集日3日前の午前9時30分まで

発言順序 ... 通告順による

③ 発言時間 ... 質問時間(答弁は含まず)は40分以内(平成19年3月定例会から平成24年3月定例会まで35分を試行。令和3年9月・4年3・6・9・12月は新型コロナウイルス感染症対策のため30分)

④ 発言回数 ... 制限なし(通告した順番の件名ごとに、1回目は一括質問・一括答弁方式、2回目以降は要旨ごとに一問一答方式 平成16年6月定例会から)

(6) 請願・陳情の取り扱い(受案件数8ページ参照)

本会議上程に当たっての受理期限

- ・ 請願は、休日を除く定例会開会3日前
- ・ 陳情は、定例会開会8日前(その日が休日の場合は、その前日とする)

審査方法

- ・ 請願は、本会議に提出の後、所管委員会に付託する。
- ・ 陳情は、新規に提出された陳情(郵送を含む)は、あらかじめ議会運営委員会に諮り、付託委員会を協議する。
- ・ 委員会における審査終了を待って、最終日に委員長報告の後、討論、採決に付する。

陳情について、令和4年9月定例会より、原則委員会に付託する。

(7) 傍聴(傍聴者数7ページ参照)

本 会 議	一般傍聴席53席(車いす席2席含む)及び記者席で傍聴が可能。聴覚障害者の方は、原則、一般質問を手話通訳によって傍聴することができる。	
委 員 会	すべての委員会を原則傍聴することができる。傍聴席数は、各委員会とも一般用5席、記者用2席。	

〈 手話通訳による傍聴シーン 〉

5 . 常任委員会

委員会	定数	所管事項
総務	6	一般会計の歳入に関する事項、市長公室、危機管理防災課、企画財政部、総務部、会計課、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、他の常任委員会に属しない事項
文教・建設	6	都市整備部、教育委員会事務局
健康福祉	7	健康福祉部、こども健やか部、福祉事務所、市民医療センター
市民生活	6	市民生活部、環境経済部、水安全部

6 . 常任委員会における直近3年の年間活動テーマ

委員会		所管事項
総務	令和5年	戸田市における防災対策について (仮称) ありがとう条例の制定について
	令和6年	能登半島地震を受けての避難所運営の在り方について
	令和7年	災害対応に向けた体制の整備について 戸田市の持続可能な財政運営の調査・研究
文教・建設	令和5年	学校における防犯体制の強化について
	令和6年	特色ある学校づくりについて
	令和7年	都市整備におけるスマートシティの考え方について
健康福祉	令和5年	子ども・若者の支援について
	令和6年	障害福祉を施策展開するために ~ 差別解消、合理的配慮、就労強化を目指して ~
	令和7年	孤独・孤立対策について
市民生活	令和5年	町会・自治会と行政の関係について
	令和6年	文化・スポーツ施策について
	令和7年	上下水道インフラについて

7 . 特別委員会

委員会	定数	所管事項
まちづくり・交通対策特別委員会	7	・まちなかウォークアブルに関する調査 ・新幹線・埼京線及び環境空間に関する調査 ・その他公共交通等に関する調査
議会改革特別委員会	9	・議会改革に関すること ・議会基本条例の推進及び見直しに関すること
議会広報委員会	7	・議会だよりの編集・発行・配布及び調査研究に関すること ・議会ホームページの編集及び掲示に関すること ・フェイスブック等SNSによる情報発信に関すること ・その他広報に関すること

8 . 議会改革の主な取組

平成 15 年 2 月	・ 議会改革特別委員会を設置。
12 月	・ 定例会中の常任委員会を公開。
平成 16 年 4 月	・ 政務調査費(現：政務活動費)、領収書写しを添付。使途基準を明確化。
6 月	・ 一般質問を一問一答方式に変更。
平成 17 年 2 月	・ 議員定数を 1 人削減し「27 人」に。
9 月	・ 議決事件に「憲章、宣言の制定または変更、廃止」を追加。
平成 18 年 6 月	・ 議会中継をライブ配信。
	・ 委員会傍聴を定例会中の特別委員会(議会改革を除く)まで拡大。
9 月	・ 委員会傍聴を「閉会中、臨時会」まで拡大。
平成 19 年 9 月	・ 戸田市議会議員信条の制定。
	・ 議員報酬等の特例に関する条例の制定(長期間議員活動ができない場合の報酬減額等を規定)。
平成 20 年 2 月	・ 議会選出委員の附属機関からの引き揚げ(36 機関中 25 機関)。
4 月	・ ホームページにおいて議長交際費公開。
	・ 政務調査費(現：政務活動費)の収支報告書提出書類を「領収書の写し」から「原本」に改正。
平成 21 年 2 月	・ 議員定数を 1 人削減し「26 人」に。
3 月	・ 常任委員会が年間活動テーマを定め、原則毎月 1 回、委員会を開催。
12 月	・ インターネットで議会録画配信を開始。
平成 22 年 6 月	・ 議決事件に「総合振興計画基本計画のうち施策体系の策定等」を追加。
12 月	・ 議長選挙に係る所信表明会実施要領の制定。
平成 23 年 2 月	・ 議長選挙で所信表明会を初開催。
	・ 戸田市中心企業振興条例の制定。
4 月	・ 議会モニター設置要綱を制定。
11 月	・ 議会パブリック・コメント制度要綱を制定。
平成 24 年 1 月	・ 議会モニター制度運用開始。
2 月	・ 戸田市議会基本条例の制定。
6 月	・ 会派別の政務調査費(現：政務活動費)収支状況をホームページ上で公開。
8 月	・ 全委員会・全員協議会の原則公開
12 月	・ 議員別採決状況・議決結果一覧をホームページに掲載。
平成 25 年 1 月	・ 戸田市みんなで守ろう自転車安全利用条例の制定。
2 月	・ 常任委員の任期を「1 年」から「2 年」に改正。
3 月	・ 地方自治法の改正により、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改める。
4 月	・ 費用弁償を日額「3,000 円」から「1,500 円」に減額。
	・ 常任委員長の報酬を 5,000 円増額し、「455,000 円」とする。
平成 26 年 2 月	・ 議会における情報通信機器の使用基準を制定。
3 月	・ 戸田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定。
11 月	・ 戸田市議会における災害発生時の対応要領を制定。
	・ 戸田市議会における災害発生時議員行動マニュアルを制定。
平成 27 年 5 月	・ 戸田市議会見学ツアーの実施。
8 月	・ 戸田市議会懇談会実施要綱を制定。
9 月	・ 戸田市議会 議場における避難訓練を実施。

平成 28 年 8 月	・本会議及び委員会における児童・乳幼児の傍聴が可能となる。
12 月	・戸田市議会における災害発生時議員行動マニュアルを地震・発生時と風水害発生時に分割。
平成 29 年 2 月	・常任委員の任期を「2 年」から「1 年」に改正。
平成 30 年 8 月	・タブレット端末及びクラウド文書共有システムを導入。
令和元年 9 月	・政務活動費領収書のホームページ公開。
令和 2 年 3 月	・議場等のバリアフリー化。
	・戸田市議会における災害発生時の対応要領及び議員行動マニュアルの改正。
12 月	・政務活動費の運用指針を作成。
令和 3 年 6 月	・委員会条例を改正し、非常時におけるオンライン委員会開催が可能に。
9 月	・一般質問と委員会審査を入れ替えた会期日程で試行開始
11 月	・議場での音声を文字化し、閲覧できるモニターを議場傍聴席に設置。
令和 4 年 2 月	・戸田市議会基本条例を一部改正
11 月	・「とだみらい会議」を開催（以降毎年実施）
令和 5 年 1 月	・セムカンの実証実験への参加
3 月	・議会における「服装の自由化」の試行を開始
11 月	・議会における「服装の自由化」の本格実施を開始
	・戸田市議会ソーシャルメディア運用ガイドラインを策定
	・戸田市議会公式 Facebook ページを開設
令和 6 年 2 月	・戸田市議会 D C P を策定 (議会における災害発生時の対応要領及び議員行動マニュアルを廃止)
	・疾病、看護、介護などにより、一部の委員がオンラインで委員会に出席できるよう、条例等の例規を改正
	・戸田市「ありがとう」を伝え合おう条例を制定
3 月	・戸田市議会公式 Instagram を開設
8 月	・議会において LINE WORKS を導入
10 月	・議会ホームページにおける議員の個人情報について、公表・非公表を個人の判断とする運用を開始
11 月	・議場システムの改修にあわせ、本会議の配信映像への字幕表示を実施
令和 7 年 2 月	・議員定数を 1 人削減し「25 人」に
3 月	・電子採決システムを運用開始
4 月	・議員報酬を 39,000 円増額



9 . 傍聴者等の状況（令和 6 年）

(1) 傍聴人数

会議名	2 月臨	3 月定	6 月定	9 月定	12 月定	閉会中	計
本会議	2	90	96	68	109	-	365
委員会等	0	12	4	21	11	19	67

(2) 委員会等傍聴の内訳

委員会	総務	文教・建設	健康福祉	市民生活	議会運営	まち・交通	議会改革	議会広報	全員協議会	計
人数	15	5	6	14	12	4	8	3	0	67

10. 議員・委員会提出議案の状況

(令和6年)

議案番号	委案番号	件名	議決年月日	結果
	1	戸田市「ありがとう」を伝え合おう条例	R6.2.5	可決
	2	戸田市議会会議規則の一部を改正する規則	R6.2.5	可決
	3	戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例	R6.2.5	可決
1		若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書	R6.3.26	可決
2		地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進を求める意見書	R6.3.26	可決
3		地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書	R6.6.19	可決
	4	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書	R6.6.19	可決
	5	戸田市議会会議規則の一部を改正する規則	R6.6.19	可決
	6	戸田市議会委員会条例の一部を改正する条例	R6.6.19	可決
4		コロナ治療薬とワクチンの負担軽減、医療体制の強化を求める意見書	R6.9.25	可決
5		戸田市議会議員定数条例の一部を改正する条例	R6.9.25	可決
	7	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	R6.9.25	可決
	8	市長提出議案第82号 戸田市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する附帯決議	R6.9.25	可決
	9	要介護1又は2の人の生活援助等の介護保険給付を市区町村の総合事業に移行することについての意見書	R6.12.17	可決
	10	戸田市議会会議規則の一部を改正する規則	R6.12.17	可決

11. 請願・陳情受理件数(令和6年)

区分	3月定例会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	計
請願	0	0	0	0	0
陳情	4	1	3	1	9

12. 行政視察

(1) 行政視察の受入件数

年 度	H31年/R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
件 数	36	0	1	32	38	32

令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため受け入れを中止またはオンラインで実施

(2) 受け入れた行政視察の調査事項（令和6年）

担当	調 査 事 項
教育委員会事務局	戸田型オルタナティブ・プラン（不登校対策）について
	教育改革の取組について
	ICT教育について
	個別最適な学びの推進について
議会	年間活動テーマについて
	市議会モニターについて
	議会改革の取組について
	インクルーシブ・スタイル（服装の自由化）について
	議会 DCP について
	オンライン委員会について
	議会だよりについて
	とだみらい会議について
キッズページについて	
企画財政部	Chat GPT について
	AI 総合窓口案内サービスについて
	行財政改革の取組について
その他	市民参加による公園リニューアルについて
	プレミアム付商品券事業について
	中学生防災士について
	インターネット誹謗中傷について
	認知症に関する取組について
	子どもの居場所づくりについて
	包括的民間委託、ウォーターPPPの取り組みについて
スポーツ施設について	

13. 報酬等

議 長	副 議 長	常任委員長	議 員
579,000 円	529,000 円	494,000 円	489,000 円

令和 7 年 4 月 1 日から適用。

期末手当(令和 4 年 4 月 1 日～) 6 月期 2.150 月、12 月期 2.150 月、計 4.30 月
報酬等の減額・停止・不支給を定めた「議員の報酬等の特例に関する条例」を、平
成 19 年 9 月 27 日制定。

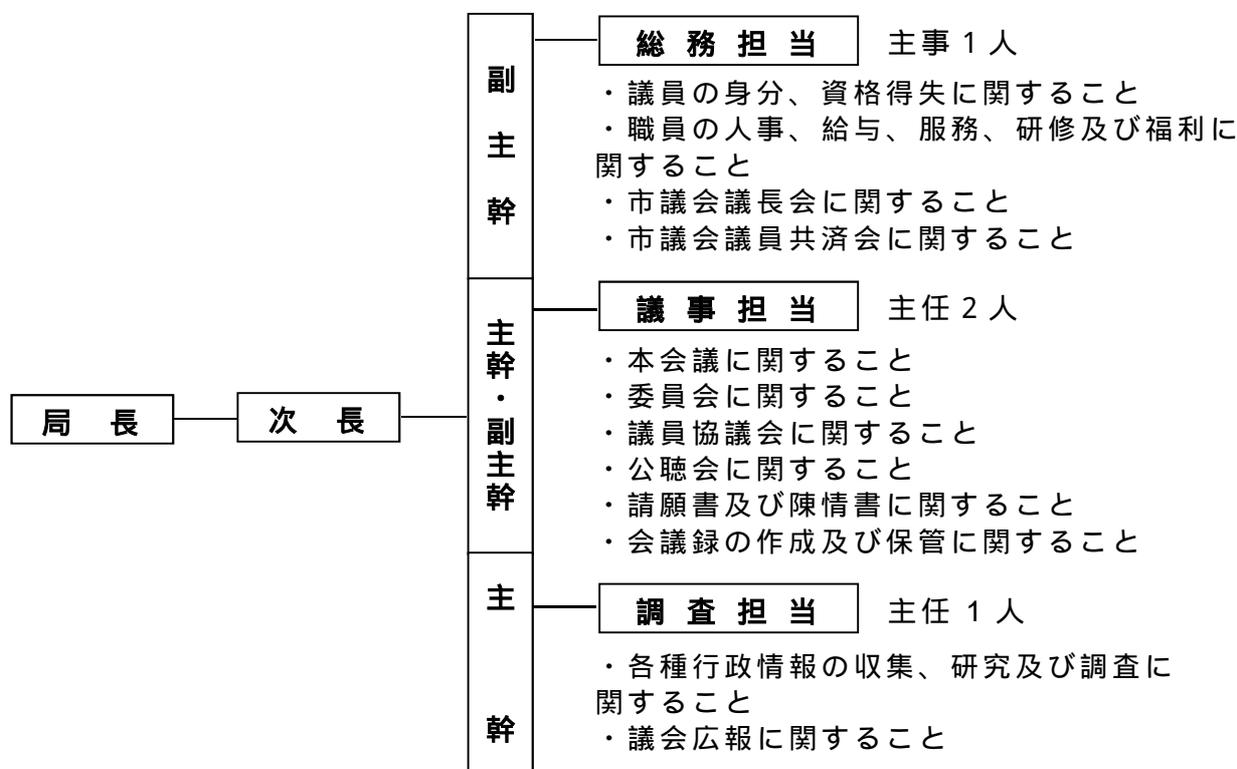
14. 政務活動費

交付対象	会 派 一人会派も含む
交付額及び交付方法	所属議員 1 人につき月額 4 万円を半期(4 月・10 月)ごとに交付。ただし、報酬の不支給処分を受けた議員がいる場合は、所属議員数から除く。
③ 経費の範囲	条例(別表)及び細則による
④ 収支報告書の提出	領収書等の証拠書類の原本を添付して議長に提出

平成 4～12 年度は、要綱により会派調査研究費として交付。平成 13 年度に、政務調査費として条例に規定。平成 24 年度に、政務調査費から政務活動費に改称。
用途の透明性の確保や適正な制度運用を図るために、説明責任と市民目線に重点を置いた「政務活動費の運用指針」を、令和 3 年 4 月 1 日施行。

15. 議会事務局機構図

・定数 10 人 ・現数 10 人



3 戸田市議会 議員信条

戸田市議会議員信条

- 一 議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、市民の福祉向上に奉仕すること。
- 一 議員は、二元代表制の趣旨である牽制均衡の原則をよく理解し、執行権への介入や癒着を戒めること。
- 一 議員は、市民の立場で執行機関を監視し、市民のため行政の充実に努めること。
- 一 議員は、議決機関の一員として事案を審議し、決定することが任務であり、あらゆる角度から論議するよう努めること。
- 一 議員は、市民の信任を受けた公人であり、廉潔を保持し、政治不信を招く行為を厳に戒めること。
- 一 議員は、法を遵守し、その定めるところにより、寄付行為等については行わないこと。
- 一 議員は、政治倫理に対する疑念を持たれた場合、自ら真摯な態度をもってその解明に努め、責任を明らかにすること。
- 一 議員は、その使命と責任を果たすため、日々研鑽し、高い識見を養うよう努めること。

平成十九年九月二十七日

4 市議会公式ホームページ・SNS

ホームページ	Instagram	Facebook
		
https://www2.city.toda.saitama.jp/gikai/	https://www.instagram.com/todashi_gikai/	https://www.facebook.com/profile.php?id=61553059571690

5 議会改革度調査総合ランキング (早稲田大学デモクラシー創造研究所調べ)

年	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
全国順位 (県内順位)	238位	179位	67位	29位 (2位)	31位 (2位)

戸田市議会事務局

住 所：〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

電 話：048-441-1800（代）内線：総務担当 523、議事担当 543、調査担当 524

F A X：048-433-2212

